

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和5年7月7日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

令和5年6月30日静岡県告示第424号（保安林の指定施業要件を変更する件）

2 所在が不明な者等

所在が不明な者	指定施業要件変更保安林の所在場所	掲示場
望月裕司	静岡市清水区中河内字大陸 5002、5003 の 2、5004 の 1 静岡市清水区中河内字大陸 5003 の 1（以上の1筆については一部保安林）	静岡市役所
細川信一	静岡市清水区中河内字樽山 5169 の 4	静岡市役所
滝ハヤ	静岡市清水区中河内字樽山 5169 の 4	静岡市役所